



2026年12月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（非連結）

2026年8月14日

上場会社名 株式会社ペッパーフードサービス 上場取引所 東
コード番号 3053 URL <http://www.pepper-fs.co.jp/>
代表者 （役職名）代表取締役社長 CEO （氏名）一瀬 健作
問合せ先責任者 （役職名）常務取締役 開発本部長 兼 総務本部長 （氏名）猿山 博人 TEL 03(3829)3210
半期報告書提出予定日 2026年8月14日 配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無：有
決算説明会開催の有無：無

（百万円未満切捨て）

1. 2026年12月期第2四半期（中間期）の業績（2026年1月1日～2026年6月30日）

（1）経営成績（累計）

（％表示は、対前年中間期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年12月期中間期	7,922	12.6	132	—	141	—	91	—
2025年12月期中間期	7,033	0.7	△121	—	△118	—	△189	—

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益
	円 銭	円 銭
2026年12月期中間期	1.50	—
2025年12月期中間期	△3.15	—

- （注） 1. 2025年12月期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しているものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
2. 2026年12月期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載をしておりません。

（2）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2026年12月期中間期	5,985	3,487	58.2
2025年12月期	5,977	3,417	57.1

（参考）自己資本 2026年12月期中間期 3,483百万円 2025年12月期 3,413百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年12月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年12月期	—	0.00	—	—	—
2026年12月期（予想）	—	—	—	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無：無

3. 2026年12月期の業績予想（2026年1月1日～2026年12月31日）

（％表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	16,487	13.3	226	432.5	246	449.1	160	—	2.61

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無：有

※ 注記事項

(1) 中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：無
- ② ①以外の会計方針の変更：無
- ③ 会計上の見積りの変更：無
- ④ 修正再表示：無

(3) 発行済株式数（普通株式）

- ① 期末発行済株式数（自己株式を含む）
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数（中間期）

2026年12月期中間期	61,424,000株	2025年12月期	61,424,000株
2026年12月期中間期	220株	2025年12月期	220株
2026年12月期中間期	61,423,780株	2025年12月期中間期	60,086,167株

※ 第2四半期（中間期）決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料P.3「1. 経営成績等の概況（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当中間期の経営成績の概況	2
(2) 当中間期の財政状態の概況	3
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 中間財務諸表及び主な注記	4
(1) 中間貸借対照表	4
(2) 中間損益計算書	6
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書	7
(4) 中間財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(中間損益計算書に関する注記)	8
(中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	8
(セグメント情報等の注記)	8
(重要な後発事象)	9

1. 経営成績等の概況

(1) 当中間期の経営成績の概況

当中間会計期間におけるわが国経済は、中東緊迫化による原油・原材料価格の高騰から足踏み感が強まったものの、半導体や生成AI向けのIT需要の高まりや、堅調な株式市場を背景として、総じて緩やかな回復基調を維持いたしました。その一方、個人消費は賃上げ効果への期待がある反面、継続的な物価高を背景に節約志向が強まりを見せました。外食産業におきましては、観光消費やインバウンド効果により需要は堅調に推移したものの、食材費や光熱費のコスト高、さらには深刻な人手不足に伴う労務費の上昇などにより、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした状況のもと、当社は年初より「中期経営計画」を基に、お客様へ安心・安全な商品の提供を最優先課題としながら、新規出店への取り組みや既存店舗のDX化の推進、東南アジアを中心とした海外展開、事業柱の育成に注力いたしました。

既存店の売上対策が奏功したことやデリバリー売上が好調に推移した結果、いきなり！ステーキ事業のセグメント利益は前年同期に比べ大幅に増加しております。同事業が全社業績を牽引した結果、全社利益項目において黒字を達成いたしました。

これらの結果、当中間会計期間における売上高は7,922百万円（前年同期比12.6%増）、営業利益は132百万円（前年同期は121百万円の営業損失）、経常利益は141百万円（前年同期は118百万円の経常損失）、中間純利益は91百万円（前年同期は189百万円の中間純損失）となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりです。

① いきなり！ステーキ事業

いきなり！ステーキ事業につきましては、引き続き調理技術、店舗サービス力の向上に努めながら、期間限定商品の打ち出しをはじめ、コラボ企画による新たなお客様層の獲得に努めました。また、公式アプリにおいて肉マネークーポンを獲得できる会員様向けの企画を実施し、新規会員獲得に尽力いたしました。

新規出店といたしましては、4月22日に『いきなり！ステーキ水戸インター店』をオープンいたしました。

コラボ企画といたしましては、6月1日より『ホロライブプロダクション』の女性VTuberグループ『常MOS』とのIPコラボ企画を開催し、限定ノベルティの配布や一部店舗にて店内装飾、コラボメニューの販売を実施いたしました。

アプリ会員様向けの施策といたしましては、5月1日より肉マネークーポンが当たる『いきなりスロット』を実装いたしました。また、会員数170万人達成を記念して、すべてのアプリ会員様へ200円引きクーポンを配布いたしました。

海外出店といたしましては、6月18日にフィリピン6号店目となる『Ikinari Steak Capital Commons店』をオープンいたしました。

この結果、当中間会計期間における売上高は7,546百万円（前年同期比12.3%増）、セグメント利益は920百万円（前年同期比38.7%増）となりました。

② レストラン事業

レストラン事業につきましては、『炭焼ステーキくに』にて4月7日より、期間限定で『国産牛ランプ&イチボステーキフェア』を開催いたしました。また、『かつき亭』『すきはな』にて、季節限定メニューの販売やコースメニューを導入し、売上及び利益向上に努めました。『かいり』では、一部店舗にてランチ営業の開始や周年企画を実施いたしました。加えて、地元メディアへの露出やSNSを活用し、ブランド認知向上及び顧客基盤の構築に注力いたしました。

この結果、当中間会計期間における売上高は346百万円（前年同期比21.2%増）、セグメント損失は43百万円（前年同期は18百万円のセグメント損失）となりました。

③ 商品販売事業

商品販売事業につきましては、「冷凍ワイルドステーキ」、「冷凍ガーリックライス」、「冷凍ハンバーグ」の他、家庭でもお店の味が楽しめるよう、オリジナルスパイスやソースを各大手モールにて出店販売いたしました。

この結果、当中間会計期間における売上高は25百万円（前年同期比3.8%減）、セグメント利益は0百万円（前年同期は0百万円のセグメント損失）となりました。

④ その他事業

その他事業につきましては、店舗FC開発、店舗サポート、事業開発及び購買に関する間接収益部門の事業となっております。

この結果、当中間会計期間における売上高は2百万円（前年同期は0百万円）、セグメント損失は60百万円（前年同期は59百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 当中間期の財政状態の概況

(資産)

当中間会計期間末の総資産は、5,985百万円となり、前事業年度末に比べて8百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が104百万円増加したこと、未収入金(流動資産・その他)が102百万円減少したことによるものです。

(負債)

当中間会計期間末の負債合計は、2,497百万円となり、前事業年度末に比べて61百万円減少いたしました。これは主に、未払金が21百万円減少したこと及び未払法人税等が31百万円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末の純資産は、3,487百万円となり、前事業年度末に比べて70百万円増加いたしました。これは主に、中間純利益を91百万円計上したことによるものです。また、2026年3月26日開催の第41期定時株主総会の決議に基づき、その他資本剰余金を85百万円減少、同額を繰越利益剰余金に振替し、欠損填補を行っております。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

通期業績予想につきましては、当中間会計期間の実績値等を踏まえて修正しております。詳細につきましては、2026年8月14日付「2026年12月期 中間期業績予想値と実績値との差異及び通期業績予想値の修正に関するお知らせ」及び「中期経営計画の進捗及び見直しに関するお知らせ」をご参照ください。

2. 中間財務諸表及び主な注記

(1) 中間貸借対照表

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,995	2,100
売掛金	660	645
商品	151	140
貯蔵品	30	28
その他	578	448
貸倒引当金	△30	△30
流動資産合計	3,385	3,332
固定資産		
有形固定資産		
建物	608	602
その他	239	344
有形固定資産合計	848	947
無形固定資産		
のれん	177	164
その他	84	93
無形固定資産合計	261	258
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,120	1,116
繰延税金資産	58	58
その他	312	282
貸倒引当金	△11	△11
投資その他の資産合計	1,481	1,446
固定資産合計	2,591	2,652
資産合計	5,977	5,985

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	819	810
未払金	280	258
未払法人税等	62	31
契約負債	24	20
資産除去債務	21	12
株主優待引当金	86	90
債務保証損失引当金	68	70
事業構造改善引当金	1	1
その他	424	454
流動負債合計	1,787	1,750
固定負債		
長期契約負債	37	50
資産除去債務	405	409
事業構造改善引当金	2	2
その他	325	285
固定負債合計	771	747
負債合計	2,559	2,497
純資産の部		
株主資本		
資本金	10	10
資本剰余金	3,461	3,375
利益剰余金	△85	91
自己株式	△0	△0
株主資本合計	3,385	3,477
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28	6
評価・換算差額等合計	28	6
新株予約権	4	4
純資産合計	3,417	3,487
負債純資産合計	5,977	5,985

(2) 中間損益計算書

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
売上高	7,033	7,922
売上原価	2,805	3,239
売上総利益	4,228	4,682
販売費及び一般管理費	4,349	4,550
営業利益又は営業損失(△)	△121	132
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
協賛金収入	4	2
受取補償金	1	5
その他	9	6
営業外収益合計	17	15
営業外費用		
支払利息	0	0
支払保証料	12	—
為替差損	—	2
その他	2	3
営業外費用合計	14	5
経常利益又は経常損失(△)	△118	141
特別利益		
固定資産売却益	—	0
特別利益合計	—	0
特別損失		
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	0	0
減損損失	28	13
特別損失合計	28	13
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△147	128
法人税、住民税及び事業税	36	36
法人税等調整額	5	—
法人税等合計	41	36
中間純利益又は中間純損失(△)	△189	91

(3) 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△147	128
減価償却費	89	97
のれん償却額	8	12
減損損失	28	13
長期前払費用償却額	3	5
株主優待引当金の増減額(△は減少)	40	3
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	△5	△1
事業構造改善引当金の増減額(△は減少)	△1	△0
受取利息及び受取配当金	△1	△1
支払利息	0	0
有形固定資産売却損益(△は益)	0	△0
有形固定資産除却損	0	0
売上債権の増減額(△は増加)	77	15
棚卸資産の増減額(△は増加)	12	12
未収入金の増減額(△は増加)	61	102
仕入債務の増減額(△は減少)	△82	△9
未払金の増減額(△は減少)	42	29
未払消費税等の増減額(△は減少)	△94	0
預り金の増減額(△は減少)	15	21
その他	24	41
小計	70	472
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△69	△112
営業活動によるキャッシュ・フロー	2	361
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△121	△199
有形固定資産の売却による収入	0	0
資産除去債務の履行による支出	△15	△13
敷金及び保証金の差入による支出	△27	△11
敷金及び保証金の回収による収入	21	12
預り保証金の受入による収入	7	2
預り保証金の返還による支出	△20	△40
建設協力金の回収による収入	11	10
事業譲受による支出	△200	—
その他	4	△15
投資活動によるキャッシュ・フロー	△339	△255
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	352	—
その他	△1	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	350	△1
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	13	104
現金及び現金同等物の期首残高	2,179	1,995
現金及び現金同等物の中間期末残高	2,193	2,100

(4) 中間財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2026年3月26日開催の第41期定時株主総会決議により、同日付で会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金85百万円を繰越利益剰余金に振替し、欠損填補を行っております。この結果、当中間会計期間において、その他資本剰余金が85百万円減少し、繰越利益剰余金が85百万円増加しております。

(中間損益計算書に関する注記)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給料手当及び賞与	826百万円	877百万円
雑給	1,072	1,167

(中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	2,193百万円	2,100百万円
現金及び現金同等物	2,193	2,100

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

I 前中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	中間 損益計算書 計上額 (注3)
	いきなり！ ステーキ事業	レストラン 事業	商品販売事業				
売上高 外部顧客へ の売上高	6,719	286	26	0	7,033	—	7,033
計	6,719	286	26	0	7,033	—	7,033
セグメント利益 又はセグメント 損失(△)	663	△18	△0	△59	585	△706	△121

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、加盟開発部門、営業サポート部門、購買部門等が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額△706百万円は、各セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る減損損失)

(単位：百万円)

	いきなり！ ステーキ事業	レストラン 事業	商品販売事業	その他	計	財務諸表 計上額
減損損失	26	1	—	—	28	28

(のれんの金額の重要な変動)

当中間会計期間において事業の譲受によりのがれんが発生しております。当該事象によるのがれんの増加額は、189百万円であります。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

Ⅱ 当中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	中間 損益計算書 計上額 (注3)
	いきなり！ ステーキ事業	レストラン 事業	商品販売事業				
売上高 外部顧客へ の売上高	7,546	346	25	2	7,922	—	7,922
計	7,546	346	25	2	7,922	—	7,922
セグメント利益 又はセグメント 損失(△)	920	△43	0	△60	816	△684	132

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、加盟開発部門、営業サポート部門、購買部門等が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額△684百万円は、各セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る減損損失)

(単位:百万円)

	いきなり！ ステーキ事業	レストラン 事業	商品販売事業	その他	計	財務諸表 計上額
減損損失	13	—	—	—	13	13

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2026年6月12日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員であるものを含む。)及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2026年7月1日に発行いたしました。

1. スtockオプションとしての新株予約権を発行の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役(監査等委員であるものを含む。)及び当社の従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、2025年12月期の有価証券報告書に記載の直近の業績(売上高14,553百万円、営業利益42百万円)に比して以下の相当程度高い業績目標(2026年12月期の売上高15,548百万円以上:前期比約107%、かつ営業利益200百万円以上:前期比約476%)を行使条件として課しております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、基準日(2026年5月31日)現在の発行済株式総数の61,424,000株に対し最大で約2.1%に相当します。本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行の概要

決議年月日	2026年6月12日
新株予約権の数(個)	8,210
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社従業員 161名
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	821,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	195
新株予約権の行使期間	2028年3月1日から 2031年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7
新株予約権の割当日	2026年7月1日

注1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金195円(本新株予約権の発行決議日の前日(取引が成立していない日を除く)における<東証取引所>における当社株式普通取引の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年3月1日から2031年2月28日（ただし、2031年2月28日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2026年12月期の事業年度において、当社の監査済みの損益計算書に記載された売上高が15,548百万円以上、かつ営業利益が200百万円以上となった場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。

国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の営業利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役（監査等委員であるものを含む。）又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。また上記にて判断できない事象（急な事情による退任及び退職）が生じた場合は、退職後1ヵ月以内に限り行使できるものとする。

(3) 前号に定める条件に加え、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使開始日である2028年3月1日までの期間、継続して当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役（監査等委員であるものを含む。）又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(4) 以下の事由が発生した場合には、上記条件の該非にかかわらずかかる事由の発生時点以後、本新株予約権を行使することができない。

① 新株予約権者が、破産手続開始又は個人再生手続開始の申立てを受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合。

② 新株予約権者が、当社又は当社の適格子会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会の決議）により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会の決議）により判断された場合。

③ 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合。

(5) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(7) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。